

税理士の久保です。情報マガジン6月号をお届けします。

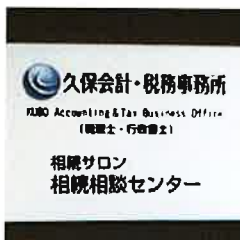
Subject: 税理士の久保です。情報マガジン6月号をお届けします。

From: 久保 博 <hrokubo@kaikai-k.com>

Date: 2025/06/26 13:00

To: hrokubo@kaikai-k.com

2025.06.26



久保 博

久保会計・税務事務所「メールマガジン」

久保 博様

こんにちは。久保会計・税務事務所の久保博です。

マガジン令和7年6月号をお届けします。

いつもメルマガをお読みいただきありがとうございます。

今月は1ページ目の「数字で見る相続」に関連して、「それでも相続税はなくなる」というテーマで少しお話をさせていただきます。

相続税は消費税や源泉所得税に比較して、徴税コストが高い税制です。それは「収税確保」というよりも、「社会的公正の象徴」としての存在意義が重視されているためです。

ご存じのように、シンガポール、マレーシア、オーストラリアなどでは相続税が廃止されていますが、日本における相続税は、「富の再配分」や「経済的平等の実現」といった理念のもとに存続しており、今後も廃止

される可能性はきわめて低い(無い)と考えられます。

日本の相続税制度は、富が一部の家系に世代を超えて集中するのを抑制し、機会の平等を確保するという理念に根ざしており、相続を通じた「不労所得」(これについては異議があると思いますが・・・)に課税することで、格差の固定化を防ぎ、国民全体の連帯と社会の安定を図ることが建前となっています。また、日本の相続税は、超過累進税率(最高税率55%)が採用されており、所得税や消費税に比べて「応能負担」の色彩が強く、富裕層(ただ、現在相続税は国民の10人に1人が納税する税目になっており、これは富裕税とは言わないと私は思っています)からの税收確保手段としての意味も大きい税目です。(課税側の見解です)

我が国においては、相続税は「なくなることはない」し、少子高齢化・財政赤字・格差の固定化といった日本社会の構造的課題に照らせば、相続税はむしろ強化される方向にあると思います。

マガジン6月号で気になる内容、また、不明点等あれば、

お気軽にいつでも何でもお電話かメールか、ラインでお問合せください。

E-mail : hrokubo@kaikai-k.com

携帯電話 : 080-5686-1211



いつでもどこでもお気軽にご相談ください!



相続とお金の情報マガジン：2025年6月号

- ◆ **数字で見る相続**
相続税の実地調査
申告漏れ等7,200件
- ◆ **資産安心コラム**
不動産で相続税を支払う?
知っておきたい物納の仕組み
- ◆ **暮らしとお金の教養講座**
生命保険を有効活用
相続税対策の基礎知識
- ◆ **相続・贈与の基礎知識**
早めの対策がカギ!
生前贈与と相続税の基礎知識

WEBマガジン

久保会計・税務事務所

[メルマガの解除](#)

〒141-0022 東京都品川区東五反田1-10-7 アイオス五反田 7 0 5
電話番号 080-5686-1211 (代表)
FAX番号 03-6432-5713